

○地方税共同機構監事監査規程

平成 31 年 4 月 1 日地税機規程第 28 号

目次

- 第 1 章 目的 (第 1 条)
- 第 2 章 監査の実施 (第 2 条 - 第 9 条)
- 第 3 章 情報の入手及び報告 (第 10 条 - 第 13 条)
- 第 4 章 他の監査機関との連携 (第 14 条・第 15 条)
- 第 5 章 補則 (第 16 条)
- 附則

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 地方税共同機構(以下「機構」という。)の監事が行う監査については、地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)第 772 条第 4 項の規定に基づき、機構の業務の適正かつ能率的、効果的な運営を図るとともに、会計経理の的確を期することを目的とする。

第 2 章 監査の実施

(監事の基本的心得)

- 第 2 条 監事は、その職務を遂行するために、常に独立した立場の保持に努めるとともに、公正不偏の態度を保持する。
- 2 監事は、常に機構の業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める。
 - 3 監事は、監査によって知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(監査計画)

- 第 3 条 監事は、毎事業年度当初に、監査対象及び監査期間等を定めた監事監査計画を作成するものとする。
- 2 監事は、監事監査計画を作成し、又は変更したときは、理事長に通知するものとする。
 - 3 監事は、監査を定例的に行うほか、臨時に行うことができる。

(監査の実施)

第 4 条 監査は、書面監査及び実地監査とする。

- 2 監事は、監査を実施しようとする場合には、あらかじめ理事長に通知するものとする。
- 3 監事は、役職員（監事を除く。以下同じ。）に対して、帳簿、書類等の必要な資料の提出、閲覧、説明その他監査の実施に必要な要求を行うことができるものとする。

（監査事項）

第5条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 役職員による法令等の遵守
- (2) 業務の執行
- (3) 会計及び経理処理
- (4) 事業報告書
- (5) 財務諸表及び決算報告書
- (6) 特定徴収金の収納の事務
- (7) その他必要な事項

（監査の種類）

第6条 定例的に行う監査は、現金、帳簿、出納記録及び毎月末に作成する計算書等を毎月確認する例月監査、並びに財務諸表、決算報告書及び会計システムに関する記録等を決算期に確認する決算監査により行うものとする。

- 2 臨時に行う監査は、理事長が特定の事項について監査を請求した場合又は監事が定例監査のほか特に必要と認めた場合に行うものとする。

（監事付の職員）

第7条 監事は、その職務を遂行するため、監事付の職員に監査に関する事務を行わせることができる。

- 2 役職員は、監事付の職員が実施する監査に関する事務に対しては指揮命令を行わないものとする。
- 3 監事付の職員は、監査によって知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

（監査報告等）

第8条 監事は、監査実施後、監査の結果に基づいて次に掲げる事項を記載した監事監査報告書を作成し、意見を付して理事長に提出するものとする。

- (1) 方法及びその内容
 - (2) 重要な後発事象
 - (3) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (4) 監査報告を作成した日
- 2 監事は、前項の報告を行う際、是正又は改善を要すると認められる事項がある場合には、その具体的な内容を記載するものとする。

- 3 理事長は、前項に関して必要な措置を講じ、その結果を監事に通知するものとする。

(協力義務)

第9条 監事は、必要があるときは役職員に対して、監査の立会いを求めることができる。

- 2 役職員は、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。
- 3 第4条第3項の規定に基づき要求を受けた役職員は、正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

第3章 情報の入手及び報告

(理事長との連携)

第10条 監事は、理事長と定期的に機構の業務運営上の課題等について意見を交換する。

(文書の回付)

第11条 次の各号に掲げる文書は、決裁後監事に回付するものとする。

- (1) 重要な契約に関する文書
 - (2) 内部統制に関する規程等の制定及び改廃に関する文書
 - (3) 事業計画、予算、決算及び資金管理に関する文書
 - (4) 訴訟に関する文書
 - (5) 登記に関する文書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、業務運営上重要な事項に関する文書
- 2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付するものとする。
 - (1) 機構の業務運営に係る重要な会議の会議録
 - (2) 総務大臣に提出する、若しくは総務大臣から発せられた重要な文書
 - (3) 前号以外の行政機関等の提出する、又は行政機関等から発せられた重要な文書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、業務運営上重要な事項に関する文書

(会議への出席等)

第12条 監事は、監事が重要と認める機構の会議に出席して意見を述べることができる。

- 2 監事は、機構の業務運営に係る重要な会議等については、事前に、開催の日時、場所、目的及び議題等の通知を受けるものとする。

(事故等の報告)

第13条 役職員は、機構の業務上の事故、役職員の不正、違法、著しい不当事実、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる場合については、監事に報告しなければならない。

第4章 他の監査機関との連携

(内部監査担当部門との連携)

第 14 条 監事は、内部監査担当部門と緊密な連携を保ち、意見を交換する。

また、監事は、内部監査の結果を監査に活用するとともに、内部監査部門に対し、必要に応じて説明、報告又は調査を求めることができる。

(外部監査人との連携)

第 15 条 監事は、外部監査人（機構が外部監査契約を締結し、かつ外部監査契約の期間内にある者をいう。以下同じ。）と緊密な連携を保ち、意見の交換等を行うとともに、外部監査人から、監査の計画、体制、方法及び結果等について、説明又は報告を求めることができる。

第5章 補則

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃にあたっては、監事の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。